



# 印鑑登録申請フローチャート

【手数料】 新規登録：無料  
亡失（カード紛失）による再登録：200円

はい →  
いいえ --->



登録者本人が窓口にお越しいただけますか？

官公署発行の顔写真付き本人確認書類は  
お持ちですか？（運転免許証、マイナンバーカード等）



保証人になっていただける方はいますか？  
（※保証人は、松阪市に住所登録があり、印鑑登録を  
している方に限ります）

即日登録  
できます

本人確認書類・印鑑を  
ご持参ください。

保証書による  
お手続き

裏面①へ

照会書による  
お手続き

裏面②へ

代理人による  
お手続き

裏面③へ

登録された方には『印鑑登録カード』を交付します。  
※印鑑証明書を申請する際は『印鑑登録カード』を  
必ずご提示ください。



申請場所	松阪市役所 ⑤番窓口 戸籍住民課	各地域振興局 地域住民課
受付時間	平日 9:00-16:30 第2, 第4火曜日 9:00-19:00 (※第2, 4火曜日が祝日の場合は翌開庁日)	平日 9:00-16:30



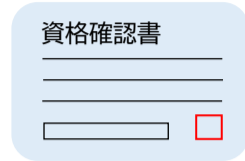
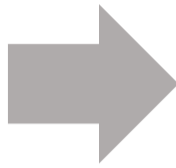
# 印鑑登録申請の流れ

## ①保証書によるお手続き



保証書欄記入済の印鑑登録申請書をお持ちください

- 申請書裏面の保証書  
(保証人が住所・氏名・生年月日・印鑑登録番号を自署し、登録印を押印したもの)

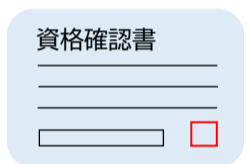


本人確認書類の提示と登録する印鑑の押印をしてください

- 登録する印鑑
- 登録者の本人確認書類 (資格確認書 等)
- 改印の場合は印鑑登録カード

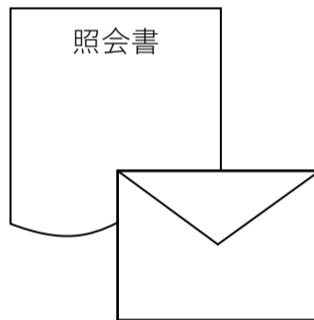
## ②照会書によるお手続き

※即日登録はできません

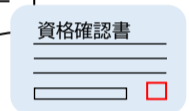


本人確認書類の提示と登録する印鑑の押印をしてください

- 登録する印鑑
- 登録者の本人確認書類 (資格確認書 等)



登録者本人の住民登録地へ【照会書】を郵送します (数日かかります)



記入・押印済の照会書を持って再度来庁してください

- 記入・押印済の照会書
- 登録者の本人確認書類 (資格確認書 等)
- 改印の場合は印鑑登録カード

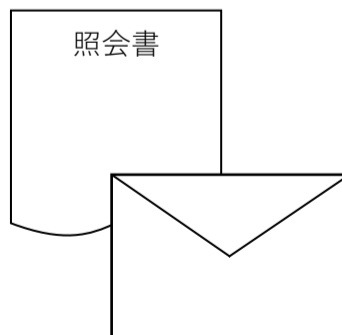
## ③代理人によるお手続き

※即日登録はできません

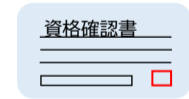


委任状欄記入済の印鑑登録申請書を代理人がお持ちください

- 申請書裏面の委任状
- 代理人の本人確認書類 (運転免許証、資格確認書 等)



登録者本人の住民登録地へ【照会書】を郵送します (数日かかります)



以下の書類を持って代理人が再度来庁してください

- 記入・押印済の照会書
- 登録する印鑑
- 登録者の本人確認書類 (資格確認書 等)
- 代理人の本人確認書類 (運転免許証、資格確認書 等)
- 改印の場合は印鑑登録カード